

平成 30 年 10 月吉日

会 員 各位

「民間事業者の質を高める」

(一社) 全国介護事業者協議会 九州・沖縄ブロック

理 事 座小田 孝安

理 事 深井 伸吾

## 民介協 第 13 回九州・沖縄ブロック事例発表会・セミナーのご案内

謹啓 初秋の候、貴社いよいよご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、民介協では今年度も会員事業所の質の向上を図る目的でブロックでの事例発表会を行うことになりました。その後の選定により、今年度は平成 31 年 2 月 23 日に行われる全国大会での発表へと 1 演題を推薦いたします。さらに今回はあいおいニッセイ同和損保のご協力の下、同時に下記セミナーを開催いたします。公私ともお忙しいとは存じますが多数のご参加をお待ちしています。

謹白

記

日 時 : 平成 30 年 12 月 8 日 (土)

事例発表 各申し込み事業所による発表

13:15 ~ 14:30 (予定)

セミナー 講師 外岡 潤

(法律事務所 おかげさま 代表弁護士)

テーマ : 「介護現場のリスクマネジメント

~事故をトラブルにしないための 3 つのルール~」

15:00 ~ 16:30

\*外岡先生が発行されている「外岡新聞」も添付していますので

ご参照ください

場 所 : 福岡県中小企業振興センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 9-15

TEL : 092-622-0011

受講料 : 無料

懇親会 : 終了後懇親会を予定しています。会費は 3,000 円程度を予定しています。

※別紙にて参加申し込みをお願いいたします。

※事例発表会の申込用紙は民介協ホームページよりダウンロードできます。

郵送した申込書から FAX もしくはメールでの申し込みも可能です (締め切り 11 月 20 日)

以上

問い合わせ ; 有限会社いきいきリハビリケア

連絡先 ; 0942-43-2299

[fukai@iki2-k.com](mailto:fukai@iki2-k.com) (担当 深井)

# 危険物をご利用者から遠ざける

89歳女性が白玉団子で窒息死、2250万円の賠償命令

四国の住宅型有料で、89歳の女性入居者が、別の利用者に出す予定の白玉だんごを食べ、喉につまらせて窒息し、低酸素脳症などを発症し死亡したという事故が起きた。その判決が出たが、相変わらずの高額賠償である。ポイントは「別の利用者の食事を食べた」という点だ。2016年8月号で早食いやがつつきによる窒息のリスクを指摘したが、こうした盲点ともいえるリスクが食事には複数潜んでいた。洗剤の誤飲なども含めて、現場で見落としがちなパターンをまとめてみた。

## <松山地裁判決の概要>

平成30年3月28日 判決

認容額2250万円／請求額4080万円

平成26年8月、四国中央市の老人ホーム入居者が、別の利用者に出す予定の白玉だんごを食べ窒息し、9か月後に死亡。

「女性は認知症であるうえ、背中が丸まった状態で、粘着性と弾力性があるだんごを口に入れればのどにつまらせて窒息することは予見できた。

女性の手が届く範囲にだんごを置かないなど、注意義務を怠っていた」と指摘。

一方で、「女性のほかの施設での食事内容や介護の状況が関係者から詳しく伝わっていれば、事故を防ぐことができた可能性もある」として、施設側の過失割合を7割と認定した。



4月21日、マクドナルドで仕事体験（マックアドベンチャー）をする奏太。



○：有料老人ホームの施設長

☆：外岡潤

○：転倒裁判例（2018年2月号）の次は誤嚥ですか…もう慣れましたが、改めて、高額の賠償金ですね。

☆：そうですね。去年2月の宇都宮地裁判決ですが、7歳の子が給食で出た白玉を誤嚥し死亡した事件では、予見可能性が無いとして被告である市の責任が否定されました。今後控訴審等で覆される可能性はありますが、片や7歳の子が命を落とし0円、片や89歳の人が死亡して2000万円超です。無論人の命に優劣はありませんが、本当にこれでいいのかという素朴な疑問があります。

○：高齢者はただでさえリスクの塊なのに、食という人生で唯一最大の楽しみを味わってもらうため、現場職員はご利用者のためだけを思って食事を提供するというのに…何かあれば責任を課されるのは、やりきりません。

☆：ともかくも我々は、他山の石としてこの事件から教訓を引き出す必要があります。それはばかり、「利用者から危険物を遠ざける」ということです。

**人は口ボットではなく、自由に行動するものだ**

☆：「人は思い通りには動いてくれない」。このことを改めて現場で意識する必要があります。

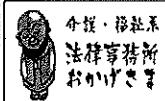
○：本件でいえば、「別の利用者に出す予定の白玉だんごを食べ」たという点ですね。

☆：その通りです。そのような「想定外の行為」にも常に気を配る必要があります。他にも、裁判には至りませんでしたが相談を受けたケースで、「隣の利用者とおかずを交換し、禁止されていた麺を食べ喉に詰まらせた」というケース、おやつの人形焼きをちぎりながら提供していたが、目を離した瞬間にを伸ばしてつかみ取り、一気に食べて窒息してしまったというケースもありました。

外岡新聞

4月号

法律事務所おかけさまで  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿  
8-9-14 ベイブリー  
202号  
<http://okagesama.jp>  
TEL:03-5358-9855  
FAX:03-6730-6140



今年はまた出版ラッシュになりそうです。  
虐待防止に関する書籍と、親族内部のトラブル集を執筆中。前者は今ホットなテーマです。年内には発売予定！即ちでル

○: 通所では、各自が飴など好きな物を持ち寄り、分け合って食べてしまうこともあります。施設でもご家族の差し入れなど、挙げればきりがありません。どこからが「自己責任」といえるのでしょうか。

☆: 正に裁判で争点となる難しい論点ですが、やはり利用者が認知症であれば本能に忠実に手を伸ばしてしまうという事もあるでしょうから、責任が課せられやすいと思います。重要なことは、「この人は刻み食を提供すれば安心」等と決めつけず、危険物を口に入れてしまう可能性に常に思いを馳せ、注意を怠らないという姿勢です。

○: 分かりました。まずは意識改革から、ですね。食べ物以外ではどのような点に気をつければ良いでしょうか。

☆: グループホームや障害施設等で特に注意すべきですが、ハイター等の薬品類を手の届くところに置かないようにしましょう。最近この事件が顧問先がありました。

○: 了解しました、整理整頓ですね。ただ、なかなか現場職員に浸透しません。

☆: 口で言ったり標語を貼り出しても効果がなければ、ハイターや掃除用具を本来あるべき配置に置いた状態を写真にとり、それを引き延ばして貼るとよいでしょう。誤薬防止に使われる手法ですが、置くべき場所を色分けするなど、とにかくビジュアルで分かりやすく誘導することが大切です。

○: 指導の仕方は一通りではないんですね。色々試してみます。

# 外岡新聞

4月号

法律事務所おかけさま  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿  
8-9-14 ベイブリー  
202号  
<http://okagesama.jp>  
TEL: 03-5358-9855  
FAX: 03-6730-6140



今年はまた出版ラッシュになりそうです。現在虐待防止に関する書籍と親族内部のトラブルケース集を執筆中。前者は今ホットなテーマである身体拘束についても言及し、実務に即した内容になる予定です。年内には発売予定!



あなどれじ、マックアドベンチャー！



借りてきた猫

妻が応募したこのサービス、1000円でポテトやハンバーガーの作り方を体験させてもらえるのだが、本物の厨房に入れる点が何より素晴らしい。危険もあり仕事効率も落ちるだろうに、この体験を敢えて子供に提供するということは蓋し50年先を見通した素晴らしい経営判断である。少なくとも私は、あの効率の塊のマックが、このような「無駄」を敢えて実行しているという事実に非常な感銘を受けた。

人にとって最も身になることは、現場に行き五感で空気を感じる体験だ。まだ行っていないが、キッザニア等のテーマパークよりもどちらの方がよっぽどいいと思う。嘘偽りのないリアルを感じられるからである。

これを介護現場で真似しない手はない。施設はもちろん、訪問でも大人向けの「体験コース」を実現できないか。訪問介護で人が集まらないのは他人の家でいきなり一人で働くのが怖いからだ。その恐怖を取り除くプログラムを創り出せないか。ボランティアという名目で反応が悪ければ、逆に「体験ツアー」「学習会」等と看板を変えてみればいい。日本人は勉強が好きだから、逆にお金を払おうという人も出てくるかもしれない。

が、手品と踊りは自分の中では欠かせない人達です。皆様、よ

い連休をお過ごしください。

無事38歳になりました。おかげ様で家族は施設を訪問してのショートができます。月からご披露していきたいと思います。様々なことにチャレンジしていきたいです。

意外だったのが、大講堂の講義にも拘らず、皆マナー良く聴いてくれていること。自分が学生の頃はもつとひどかつたなあと反省しつつ、彼らに感謝しています。

編集後記



大学講師デビュー



春は新しいことを始める季節。今月から

縁あって、武蔵野大学で非常勤講師として週一回、講義することになりました。3ヵ月間という短い期間ですが、とてもいい経験と勉強の機会になっています。

講義のタイトルは「市民生活と権利を考える」。教養課程なので内容は抽象的(テキストが無い)、相手は二十歳前後の大学生で法律のことは何も知りません。彼らを相手に、90分二コマを使って何を伝えられるだろう?と始まる前は悩みに悩んだですが、「案するより産むがやすし」で、始めてみると毎回時間が足りないほどでした。自分の専門が介護福祉なので、経験を伝えつつ若者の興味関心をひくようなテーマを考えるのですが、前回は財務省事務次官のセクハラ疑惑事件を題材に、法的な考察方法をお話してみました。

意外だったのが、大講堂の講義にも拘らず、皆マナー良く聴いてくれていること。自分が学生の頃はもつとひどかつたなあと反省しつつ、彼らに感謝しています。